



事業主の皆様へ

平成28年3月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

水仙やチューリップが芽吹いて参りました。

皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。

さて今月は弊社からのご連絡や4月からの変更点などについて、お知らせいたします。



「紛争解決手続代理業務試験」に合格しました

弊社に勤務しています社会保険労務士**多田士朗**がこの度「紛争解決手続代理業務試験」に合格いたしました。この試験に合格いたしますと「**特定社会保険労務士**」として、労使間の紛争の解決のサポートをすることができます。弊社では代表の**奥村繁子**が特定社労士として活動してまいりましたが、これからは**2人体制で紛争解決に尽力**いたします。

特定社会保険労務士とは

職場のトラブルは、これまで裁判で解決するのが一般的でしたが、裁判は多くの時間を費やすうえ、経営者と労働者の間に「勝った」「負けた」の関係を生み出してしまいます。そこで、最近では、裁判によらない解決手段として、ADR（裁判外紛争解決手続）が活用されるようになってきました。このADRは、当事者同士の話し合いにより解決を目指す制度です。

特定社労士は、このADRのうち個別労働関係紛争にかかる業務を行うことができます。

紛争解決手続代理業務の内容

- ① 個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続の代理（紛争価額が120万円を超える事件は弁護士の共同受任が必要）
- ② 個別労働関係紛争解決促進法に基づき都道府県労働局が行うあっせんの手続の代理
- ③ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に基づき都道府県労働局が行う調停の手続の代理
- ④ 個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続の代理
- ⑤ 上記代理業務には、依頼者の紛争の相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結の代理を含む。

このように、裁判に至る前に様々な方法で労使間の紛争を解決することができます。

時間的にも短期間で解決することができ、精神的負担も軽減されます。

労使間に問題が発生しそうになったら、直ぐに**リヴル総研にご相談**ください。時間を置くと余計こじれる場合の方が圧倒的に多いです。労使間の問題は時間が解決することはありません。**問題解決は専門家にお任せください。**

🌿 ホームページもリニューアル

この度、弊社のホームページもリニューアルいたしました。この所報もホームページから見ることもできます。PCにもスマートフォンにも対応しています。社労士の視点からのアドバイスなども公開し、メールマガジンも始めました。

新年度に向けて、気持ちも新たに皆様のお役に立つ所存です。是非、一度ご覧ください。

社労士法人リヴル総研のホームページ <http://libresouken.com/>

リヴル

検索

社会保険に関して

- ① 平成28年度の健康保険料率【福井支部】と介護保険料は、据え置きです。
健康保険料率（福井支部） 9.93%（労使で折半）
介護保険料 1.58%（労使で折半）
- ② 先月号でお知らせした健康保険の等級に関して、該当する事業場には4月中に年金事務所より「標準報酬改定通知書」がお届けとなります。現在のところ、顧問の社労士事務所には通知の予定はないとのこと。【標準報酬改定通知書】が届いた事業場様は、至急リヴル総研にご連絡ください。よろしくお願いたします。
- ③ 傷病手当金・出産手当金の計算方法が平成28年4月から変わります。

3月まで

《休んだ日の標準報酬月額》 ÷ 30日 × 2/3

4月から

《支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額》 ÷ 30日 × 2/3

マイナンバーあれこれ

マイナンバーカードの裏面の左下にあるQRコードをスマートフォンでスキャンしてみました。直ちにマイナンバーがスマホの画面に表示されました。マイナンバーカードは専用のケースに入れてくれ、マイナンバー部分には目隠しがされています。でも、QRコード部分は簡単にスキャンできます。ご用心ください。

（私はマスキングテープを貼りました）



🌱 長時間労働を抑制しましょう

「時間外労働・休日労働に関する協定届（三六協定届）」を4月1日を起算日として協定し、監督署に提出する事業所も多いです。「今までこれで問題なかったから、次も同じ内容で協定しよう」と考えがちですが、政府は長時間労働に歯止めをかけるため企業への指導を強める方針です。残業が多い事業所では対策を考える必要があります。

日本経済新聞 3月24日 1面より

…1カ月の残業が100時間に達した場合に行う労働基準監督署の立ち入り調査について、基準を月80時間まで引き下げる方向だ。法律違反があれば是正勧告などの措置をとる。労働の生産性を高めて長時間労働を減らすことで、子育て中の女性や高齢者が働きやすい環境を整える狙いだ。

…年内にも指導を強める。20万超の事業所が対象になる見通しだ。

立ち入り調査の対象となるのは、従業員が1人でも80時間以上の残業をしている企業。80時間以上の残業をしている従業員がいると疑われる場合に、労基署が立ち入り調査に入る。監督官の人数に限りがあるため企業の従業員による通報などを通じて特に悪質な企業を把握し、重点的に調査する。

…違法な時間外労働や残業代の未払いなど労働基準法違反が見つかった場合は是正勧告し、企業に違反行為を改めるよう求める。

法律違反が見つかり、労基署が是正勧告しても改善しない企業は労基法違反で書類送検する。

先日、広島県のトンネルで玉突き事故がありました。長時間労働が一因でないかと言われています。労基署は「入社時の健康診断を行っていない」ということで、事業所に立ち入り検査をし、長時間労働の実態について調査したとのことです。立ち入り調査が必要と判断されれば、糸口はいくらでもあるのです。重大な事故等が発生する前に、今一度労働時間管理について考えておきましょう。



Breaktime

先日、インターネットで福井県立大野高等学校の卒業式が話題となっていました。旅立つ子供たちにいつでも大野に帰ってきてという内容でした。また、私の地元ではこの春2校の小学校が休校となりました。一方都会では保育園の待機児童問題が大きく報道されています。どうか、働きやすく住みやすい福井県に1人でも多くの若者が帰ってきてほしいと願っています。

「福井モデル」という書籍も売られています。福井県が「前向きな未来のはじまる場所」となりますように。



トピックス



ストレスチェックの報告書

この度、ストレスチェックの報告書が公開されました。「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」というものです。ストレスチェックの実施者は産業医でなくても結構ですが、報告書には産業医の署名捺印が必要です。ご注意ください。



雇用保険法等改正案が衆議院通過

介護休業の3回までの分割取得や半日単位の取得を認めることなどを盛り込んだ雇用保険法等改正案が、衆議院本会議で全会一致により可決され、参議院に送られました。企業へのマタニティハラスメント（マタハラ）防止措置の義務付け、65歳以降に新たに雇用される人を雇用保険の対象にすること等も盛り込まれています。この春に成立の見込みです。



年金改革関連法案を国会に提出

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。マクロ経済スライドの機能を強化して給付の伸びを抑えるほか、第1号被保険者の女性が出産する場合、出産予定日の前月から4か月分の保険料を免除します。

また、労使の合意を条件に従業員数500人以下の企業でも週20時間以上働く短時間労働者への厚生年金保険加入を認めることなどが盛り込まれています。

国民年金第1号被保険者	以下の2号・3号以外の者
国民年金第2号被保険者	厚生年金保険等の被保険者
国民年金第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者であって 20歳以上60歳未満の者



リスクアセスメント・ラベル表示の準備をしましょう

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について、

- 1 事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。
- 2 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務付けられました。（H28/6/1施行）

対象となる事業場は、業種、事業規模に関わらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場です。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸・小売業、飲食店、医療・福祉業など、様々な業種で化学物質を含む製品が使われています。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0